

新規登録案件候補一覧

番号	国名	案件名	措置等の内容	WTO協定その他国際ルール上の問題点
1	中国	自動車投資管理規定	2018年7月、中国は、自動車産業の新規及び生産拡大のための投資要件を定める「自動車産業投資管理規定」(法案)を公表。本法案は、中国における自動車関連投資プロジェクトの許可要件として、車種(従来車か電気自動車か)や投資態様(新規か拡大か)に応じて、工場稼働率、生産台数に占める輸出台数の比率、研究開発費用の支出、投資先の省のNEV保有台数シェア比率、重要部品の知財権保有等、様々な条件を定める。これらの条件づけは、投資許可をあらゆる実績要求に条件づけないことを確保する旨の中国加盟議定書7条3項に抵触する可能性がある。	中国加盟議定書
2	ベトナム	反迂回調査	2016年8月、ベトナム商工省がビレット・棒鋼・線材を対象としたセーフガード(SG)を発動。2018年7月26日、商工省はその下流製品(タイヤコード、鋼線等)に対する「反迂回」調査を開始。「反迂回」調査はSG協定上の根拠を欠いており、GATT及びSG協定に不整合の懸念がある。	GATT SG協定
3	インドネシア	輸入時所得税前払率引上措置	2018年9月、インドネシアは、1147品目について、所得税の輸入時前払徴収制度上の前払税率を引き上げた。所得税の輸入時前払徴収制度は、輸入通関時に、輸入事業者から、対象品目の輸入金額に基づいて算出した所得税の前払い税を徴収し、年度終了後に確定納税額と精算し、過払分を還付するもの。輸入事業者に手続的負担や金銭的負担を負わせる点、また、還付額が不当に減額される事例が多い点で、輸入品に対する不利益待遇に当たる可能性がある。	GATT
4		太陽電池に対するSG措置	2018年7月、インド政府が、太陽電池モジュールに対するセーフガード(SG)措置を発動。本措置では、調査開始時の適時の通報による加盟国の手続参加機会が確保されておらず、また、国内品と競合関係のない日本製品が対象に含まれており、GATT及びSG協定に不整合の懸念がある。	GATT SG協定
5	インド	個人情報保護法案	2018年7月、インド政府は個人情報保護法案を公表。その後パブリックコメントを実施。法案では、データ取扱者に個人情報の写しの国内保存を義務付けるほか、政府が「重要個人情報」と決定した情報について国内でのデータ処理を義務付けている。プライバシー保護の重要性・必要性は理解するものの、情報の自由な流通が阻害されたり、外国企業が実質的に不利に扱われることのないよう、法制化過程を注視する必要がある。	データローカライゼーションへの懸念
6	EU、トルコ、EAEU、カナダ	輸入鋼材に対するSG措置	米国の鉄鋼・アルミに対する通商拡大法232条措置発動(2018年3月23日)後に、各国が鉄鋼等に対するセーフガード(SG)調査や暫定措置を発動する動きがある(【参考参照】)。他国の貿易制限措置を理由とするSGは協定整合性に疑問があり、さらに、かかる輸入制限措置の応酬は貿易を冷え込ませ、局所的には過剰供給問題をかえって悪化させる懸念がある。 【参考】 EU(3/26調査開始、7/19暫定措置)、トルコ(4/27調査開始、10/17暫定措置)、EAEU(ユーラシア経済連合、8/7調査開始)、カナダ(10/11調査開始、10/25暫定措置)。	GATT SG協定